

経済産業施策に係る主な課題

経済産業委員会調査室 縄田 康光

1. はじめに

2016年6月、「日本再興戦略2016」が閣議決定された。同戦略は「戦後最大の名目GDP600兆円」の実現等、「新・三本の矢」で示された考えを反映したものとなっている¹。一方、エネルギー分野では、2014年4月のエネルギー基本計画（第4次）、2015年7月の「長期エネルギー需給見通し」（エネルギーミックス）策定を受けて、2016年4月、エネルギーミックスの実現を図る「エネルギー革新戦略」が策定された。また、東京電力の経営改革を提言するために2016年10月に設置された「東京電力改革・1F問題委員会」では、福島第一原子力発電所事故に係る廃炉や賠償の費用負担の在り方等についても議論が行われている。さらに通商分野では、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定（以下「TPP協定」という。）が第192回国会において承認されたが、米国のトランプ次期大統領がTPP協定からの離脱を表明しており、同協定の発効の見通しは極めて厳しいものとなっている。本稿ではこれらの点を踏まえつつ、経済産業施策に係る主な課題について概観することとしたい。

2. 我が国経済の最近の状況と「日本再興戦略2016」

（1）我が国経済の最近の状況

2015年度の我が国の実質GDP成長率は、対前年度で1.3%のプラス成長であった²。消費税率引上げ（5%から8%）の影響による消費の減少等により0.4%減のマイナス成長となった2014年度と比較すると持ち直しが見られるが、四半期別に見ると、2015年4-6月期は0.1%減（年率換算：0.5%減）、7-9月期は0.2%増（同：0.8%増）、10-12月期は0.4%減（同：1.8%減）、2016年1-3月期は0.7%増（同：2.8%増）と一進一退の状況であった。2016年4-6月期は0.5%増（同：1.8%増）、7-9月期は0.3%増（同：1.3%増）となっており、3期連続でプラス成長が続いているが、4-6月期及び7-9月期のGDPデフレーターは再びマイナスに転じている³。

名目で見ると、我が国のGDPは、2012年度の494.7兆円から2015年度には532.2兆円へと37.5兆円増加し、リーマン・ショック前の2007年度（531.0兆円）の水準を回復したが⁴、家計最終消費支出は284.0兆円から292.4兆円へと緩やかな増加にとどまってい

¹ 2015年9月に示された「新・三本の矢」は、「希望を生み出す強い経済」（GDP600兆円の実現等）、「夢をつむぐ子育て支援」（希望出生率1.8の実現等）、「安心につながる社会保障」（介護離職ゼロの実現等）を内容としている。

² 経済成長率は、いずれも2016年7-9月期・2次速報（2016年12月8日公表）による。

³ 2013年7-9月期以降、GDPデフレーターはプラスが続いていたが、2016年4-6月期は-0.2%、7-9月期は-0.2%となっている（2016年7-9月期・2次速報）。

⁴ 2016年7-9月期・2次速報から研究・開発の資本化等、GDP速報の推計手法が変更されたため、名目GDPは大幅に増加している（1次速報（2016年11月14日公表）では、2012年度：474.4兆円、2015年度：

る。一方、民間企業設備は71.8兆円から81.2兆円へと増加している⁵。

企業収益（経常利益）を見ると⁶、2011年度の45.3兆円から、48.5兆円（2012年度）、59.6兆円（2013年度）、64.6兆円（2014年度）、68.2兆円（2015年度）と増加を続けている。また、利益剰余金（いわゆる内部留保）が2012年度の304.5兆円から2015年度には377.9兆円に大幅に増加している⁷。一方、人件費は2012年度の196.9兆円から2015年度の198.2兆円へと微増にとどまっている⁸。

名目GDPの増加など「もはやデフレではない」状況にあると言われる日本経済であるが、企業収益の改善を賃金・消費の増加につなげていけるか注目される。

（2）消費税率引上げの再延期

2016年6月1日、安倍総理は記者会見において、①アベノミクスは順調にその結果を出しているものの、世界経済は不透明感を増している、②最大の懸念は、中国など新興国経済に「陰り」が見えることであり、世界的な需要の低迷、成長の減速が懸念される、③伊勢志摩サミットにおいても、「新たに危機に陥ることを回避するため」、「適時に全ての政策対応を行う」ことで合意し、首脳宣言に明記された⁹、④そうした中で、内需を腰折れさせかねない消費税率の引上げは延期すべきであると判断した、として消費税率の8%から10%への引上げを2017年4月から2019年10月に30か月延期すると表明した。一方で2020年度のプライマリーバランスの黒字化を目指す財政健全化目標は堅持するとしている。消費税率の引上げ延期は、2014年11月に2015年10月から2017年4月へ18か月延期されたのに続き2回目である。

（3）「日本再興戦略2016」

2016年6月2日、「日本再興戦略2016—第4次産業革命に向けて—」（以下「再興戦略2016」という。）が閣議決定された。これは最初の「日本再興戦略」（2013年6月）から3回目の改訂である¹⁰。再興戦略2016では、「回り始めた経済の好循環を、持続的な成長路線に結びつけ、『戦後最大の名目GDP600兆円』の実現を目指していく」とし、実現のためには、①新たな「有望成長市場」の戦略的創出、②人口減少に伴う供給制約や人手不足

500.6兆円となっている）。

⁵ 旧推計手法を用いた1次速報でも、2012年度：64.8兆円、2015年度：70.1兆円となっており、日本再興戦略（2013年6月）の「3年間でリーマン・ショック前の設備投資水準（70兆円/年）を回復する」との目標は達成されている。

⁶ 「法人企業統計」（財務省）の全産業（金融業、保険業を除く）の経常利益の数値。

⁷ 「法人企業統計」（財務省）の全産業（金融業、保険業を除く）の数値。

⁸ 「法人企業統計」（財務省）の全産業（金融業、保険業を除く）の数値。「人件費」とは役員給与、役員賞与、従業員給与、従業員賞与、福利厚生費の合計額である。2014年度について見ると、195.9兆円の人件費のうち従業員給与は127.1兆円、従業員賞与は21.1兆円となっている。

⁹ G7伊勢志摩首脳宣言（2016年5月27日）では、世界経済の状況について、「新たな危機に陥ることを回避するため、経済の強じん性を強化してきているところ、この目的のため、適時に全ての政策対応を行うことにより、現在の経済状況に対応するための努力を強化することにコミットする。」と記載されている。

¹⁰ 「日本再興戦略—JAPAN is BACK—」（2013年6月）の後、「日本再興戦略改訂2014—未来への挑戦—」（2014年6月）、「日本再興戦略改訂2015—未来への投資・生産性革命—」（2015年6月）と1年ごとに改訂されている。

を克服する「生産性革命」、③新たな産業構造を支える「人材強化」の3つの課題に向けた更なる改革が必要だとしている。また、生産性革命の最大の鍵はI o T (Internet of Things)¹¹、ビッグデータ、人工知能等を活用する「第4次産業革命¹²」であるとしている。

再興戦略2016では「600兆円に向けた『官民戦略プロジェクト10』」として、①第4次産業革命（I o T・ビッグデータ・人工知能）（付加価値創出：30兆円〔2020年〕）、②世界最先端の健康立国へ（市場規模：16兆円（2011年）⇒26兆円（2020年））、③環境・エネルギー制約の克服と投資拡大（エネルギー関連投資：18兆円（2014年度）⇒28兆円（2030年度））、④スポーツの成長産業化（市場規模：5.5兆円（2015年）⇒15兆円（2025年））、⑤既存住宅流通・リフォーム市場の活性化（市場規模：11兆円（2013年）⇒20兆円（2025年））、⑥サービス産業の生産性向上（付加価値：343兆円（2014年）⇒410兆円（2020年））、⑦中堅・中小企業・小規模事業者の革新、⑧攻めの農林水産業の展開と輸出力の強化（6次産業市場：5.1兆円（2014年度）⇒10兆円（2020年度））、⑨観光立国（外国人旅行消費額：3.5兆円（2015年）⇒15兆円（2030年））、⑩官民連携による消費マインドの喚起策を挙げている。

また、再興戦略2016では、第4次産業革命を推進する政府全体の司令塔として、日本経済再生本部の下に「第4次産業革命官民会議」を設置するとしている。これについては、これまでの産業競争力会議と「未来投資に向けた官民対話」を統合した成長戦略の司令塔として2016年9月に設置された「未来投資会議」¹³が「第4次産業革命官民会議」の役割も果たすこととなった。

（4）「新産業構造ビジョン」中間整理

経済産業省では、「日本再興戦略改訂2015」（2015年6月）に基づき¹⁴、産業構造審議会の下に新産業構造部会を設置し（同年8月）、I o T・ビッグデータ・人工知能等による変革に的確に対応するため、官民が共有できるビジョン（新産業構造ビジョン）の検討を行い、2016年4月に中間整理を取りまとめた¹⁵。

同中間整理では、第4次産業革命に対応した変革が実行されず、低成長で推移する「現状放置シナリオ」と、第4次産業革命による生産性の飛躍的な向上、成長産業への経済資源の円滑な移動等が実現した「変革シナリオ」の2つのケースについて試算を行っている。

「現状放置シナリオ」の場合、2015年度から2030年度までのGDP成長率が実質0.8%、名目1.4%にとどまり、従業者数が735万人減少するのに対し、「変革シナリオ」の場合、

¹¹ モノのインターネット化。自動車・家電等のモノをインターネットに接続し、情報を交換することにより新たな価値が生み出されるという考え。

¹² 第1次産業革命は紡績機や蒸気機関の発明、第2次産業革命は石油・電気の利用による大量生産、第3次産業革命はコンピューターや産業ロボットによる自動化をいう。

¹³ 「未来投資会議の開催について」（2016年9月9日日本経済再生本部決定）

¹⁴ 「日本再興戦略改訂2015」は、「I o T・ビッグデータ・人工知能による変革は、従来にないスピードとインパクトで進むものと予想されるが、やや出遅れがちな我が国に試行錯誤をする余裕はない。民間が時機を失うことなく的確な投資を行い、また、国がそれを促し加速するためのルールの整備・変更を遅滞なく講じていくためには、羅針盤となる官民で共有できるビジョンが必要である。」としている。

¹⁵ 「新産業構造ビジョン 中間整理」（2016年4月27日産業構造審議会新産業構造部会）

実質GDP成長率が2.0%増、名目GDP成長率が3.5%となり、従業者数の減少は161万人にとどまるとしている。

(5) 第4次産業革命に対応した知的財産の保護

「新産業構造ビジョン」中間整理では、「デジタル・ネットワーク技術によって生み出される新たな情報財（AIによる創作物、データベース等）についての知的財産制度上の取扱の明確化を進めることが必要」としており、現在、産業構造審議会（営業秘密の保護・活用に関する小委員会）等において¹⁶、第4次産業革命に向けたデータ・知財の利活用と保護について検討が行われている。現在の制度では、単なるデータ集合体等は特許法では保護されず、営業秘密の保護要件（秘密管理性、有用性、非公知性）を満たさないものについては不正競争防止法の保護対象外となっているが、ビッグデータ等についての法的保護の在り方が、法改正の可能性も含め注目される。

3. 厳しい状況にあるTPP協定

(1) 閣僚会合における大筋合意

TPP協定は、2015年10月、米国アトランタでの交渉参加12か国¹⁷の閣僚会合において大筋合意に達し、2016年2月にニュージーランドのオークランドで署名が行われた。TPP協定が発効すれば、世界のGDPの4割弱、人口の1割強を占める巨大経済圏が生まれることとなる。前文と30章からなる同協定は、関税だけでなく、サービス・投資の自由化を進め、電子商取引、国有企業、知的財産、環境等など幅広い範囲をカバーしている。政府はTPP協定の経済効果について、関税撤廃・削減のみならず、非関税措置（貿易円滑化等）によるコスト縮減、貿易・投資促進効果等も含め、実質GDPの拡大効果が2.59%（13.6兆円）、労働供給の増を約80万人と試算している¹⁸。

(2) 工業製品等の関税撤廃

TPP協定における我が国の関税撤廃率は、品目数ベースで95%と他の11か国（99～100%）に比べると低い（**図表1**参照）、我が国が今までに結んだ経済連携協定（EPA）／自由貿易協定（FTA）の中では最も高いものとなっている¹⁹。

工業製品については、日本の相手国（11か国）の関税撤廃率は品目数ベース、貿易額ベースともに99.9%と極めて高い水準となっている（**図表2**参照）。特にEPA未締結の米国、カナダ、ニュージーランドについて、TPP発効時点で工業製品の無税割合が大きく

¹⁶ 経済産業省に設置された「第四次産業革命を視野に入れた知財システムの在り方に関する検討会」も、2016年10月から、第四次産業革命の下での経済社会情勢に対応する企業の経営・知財戦略とそれを支える知財制度・運用の在り方の検討を行っており、2017年3月末の中間整理取りまとめを目指している。

¹⁷ 日本、米国、カナダ、豪州、ニュージーランド、シンガポール、メキシコ、チリ、ペルー、マレーシア、ベトナム、ブルネイ

¹⁸ 内閣官房TPP政府対策本部「TPP協定の経済効果分析」（2015年12月）

¹⁹ 今まで日本が締結した経済連携協定（EPA）／自由貿易協定（FTA）の中で、関税撤廃率が高い日豪EPAで89%の撤廃率となっている。

上昇することになる²⁰。また政府の機械的試算によると²¹、11か国への4,980億円の関税支払額（2010年）が初年で2,796億円、最終年で4,963億円減少するとされている。

米国向けの乗用車（現行税率：2.5%）については、15年目から税率削減を開始し（2.25%）、20年目で半減（1.25%）、25年目で撤廃するとされ、トラック（現行税率：25%）についても29年間関税維持の上で30年目に撤廃するなど関税撤廃に極めて長期を要する内容となっている。一方、米国向けの自動車部品については、品目数ベースで87.4%、輸出額ベースで81.3%が即時撤廃となっている。また、カナダ向け乗用車（現行税率：6.1%）については、5年目に関税が撤廃される。

我が国の工業製品については、品目数ベースで95.3%、貿易額ベースで99.1%が即時撤廃され、最終的には100%が関税撤廃となる。比較的高い税率が課されていた皮革・履物についても11年目ないし16年目に撤廃される。

図表1 TPP交渉参加国の関税撤廃率

国	日本	米国	カナダ	豪州	NZ	シンガポール
品目数ベース	95%	100%	99%	100%	100%	100%
貿易額ベース	95%	100%	100%	100%	100%	100%
国	メキシコ	チリ	ペルー	マレーシア	ベトナム	ブルネイ
品目数ベース	99%	100%	99%	100%	100%	100%
貿易額ベース	99%	100%	100%	100%	100%	100%

（出所）内閣官房TPP政府対策本部資料より作成

図表2 工業製品の即時撤廃率及び関税撤廃率

○日本の相手国（TPP11か国全体）

・即時撤廃率：（品目数ベース）86.9% （貿易額ベース）76.6%
・関税撤廃率：（品目数ベース）99.9% （貿易額ベース）99.9%

○日本の相手国（各国別）

国名	即時撤廃率		関税撤廃率	
	品目数ベース	貿易額ベース	品目数ベース	貿易額ベース
米国	90.9%	67.4%	100%	100%
カナダ	96.9%	68.4%	100%	100%
NZ	93.9%	98.0%	100%	100%
豪州	91.8%	94.2%	99.8%	99.8%
ブルネイ	90.6%	96.4%	100%	100%
チリ	94.7%	98.9%	100%	100%
マレーシア	78.8%	77.3%	100%	100%
メキシコ	77.0%	94.6%	99.6%	99.4%
ペルー	80.2%	98.2%	100%	100%
シンガポール	100%	100%	100%	100%
ベトナム	70.2%	72.1%	100%	100%

○日本側（相手国（TPP11か国）全体）

・即時撤廃率：（品目数ベース）95.3% （貿易額ベース）99.1%
・関税撤廃率：（品目数ベース）100% （貿易額ベース）100%

（出所）経済産業省資料より作成

²⁰ 無税割合が米国39%、カナダ47%、ニュージーランド79%であるのが、それぞれ67%、68%、98%に上昇する。

²¹ 2010年の工業製品輸出実績額に、WTOのMFN（最恵国待遇）関税率とTPP税率との差を乗じた額を関税支払減少額と見なしたもの（内閣官房・財務省・農林水産省・経済産業省「関税収入減少額及び関税支払減少額の試算について」（2015年12月））。

(3) 極めて厳しい見通しのTPP協定の発効

TPP協定は、署名の日から2年の期間内に全ての原署名国が国内法上の手続完了を通報しなかった場合、2013年における全原署名国の国内総生産(GDP)の合計の85%以上を占める6か国以上が手続完了を通報すれば、60日で発効するとされている(第30・5条)。

我が国において承認されたTPP協定であるが、米国のトランプ次期大統領が協定からの離脱を表明し、全原署名国のGDPの6割以上を占める米国がTPP協定に参加しない見通しが強まったことにより、TPP協定の発効の見通しは極めて厳しいものとなった。

「日本再興戦略」(2013年6月)において、2018年までに貿易のFTA比率70%を目指すとしており、TPP協定締結により同比率は22.7%から39.5%に拡大する見通しであった²²。しかし、TPP協定の発効の見通しが立たなくなったことにより70%目標の達成も難しいものとなっている。

我が国はTPP協定に加えて、東アジア地域包括的経済連携(RCEP)²³、日EU経済連携協定(EPA)の「メガFTA」交渉を進めている。RCEPは2012年11月に交渉立上げが宣言され、当初は2015年末までの締結を目指していたが、その後2016年内に延期され、その目標も事実上困難になっている。日EU・EPAは2013年3月交渉開始が決定され、2016年中の交渉妥結を目指している。TPP協定の発効の見通しが立たなくなったこと等により、不透明になった我が国の経済連携協定交渉の今後が注目される。

4. 中小企業政策

(1) 我が国中小企業者数の概況

我が国の中小企業者数²⁴は380.9万者であり(企業全体に占める割合:99.7%)、うち小規模事業者は325.2万者(同:85.1%)となっている(2014年)。2009年(中小企業者数420.1万者、うち小規模事業者数366.5万者)、2012年(同385.3万者、334.3万者)と比較すると減少傾向にあるが、減少のペースは緩やかになっており、中規模企業については増加に転じている(2012年:51.0万者、2014年:55.7万者)。また中小企業の従業者数についても3,217万人(2012年)から3,361万人(2014年)と増加(144万人²⁵)している。

また、「日本再興戦略」(2013年6月)では、2020年までに黒字中小企業・小規模事業者を70万社から140万社に増やすことを目標としているが、黒字中小企業・小規模事業者数は2013年度の80.6万社から2014年度には86.0万社へと増加している。

²² 2015年の日本の貿易総額に占める割合。TPP協定の署名国のうち、日本が二国間EPAを締結していない米国(15.1%)、カナダ(1.3%)、ニュージーランド(0.4%)の分が上乗せされている。再興戦略2016でも「2015年度末時点:39.5%」とされている。

²³ ASEAN10か国+6か国(日本、中国、韓国、豪州、ニュージーランド、インド)が交渉に参加する広域経済連携。実現すれば人口で全世界の約半分、GDPで約3割を占める広域経済圏となる。

²⁴ 中小企業者の定義は、①製造業その他では資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人、②卸売業では、同じく1億円以下、100人以下、③小売業では、同じく5千万円以下、50人以下、④サービス業では、同じく5千万円以下、100人以下となっている。また、小規模事業者の定義は、製造業その他では従業員20人以下、商業・サービス業では従業員5人以下となっている。小規模事業者を除いた中小企業が中規模企業である。

²⁵ 中規模企業が2,024万人(2012年)から2,234万人(2014年)へと210万人増加しているのに対し、小規模企業は1,192万人(2012年)から1,127万人(2014年)へと65万人減少している。

（２）再興戦略 2016 における中小企業施策

再興戦略 2016 では、「ローカルアベノミクスの深化」として、サービス産業の生産性向上、中堅・中小企業・小規模事業者の革新等を挙げている。

サービス産業の生産性向上については、「サービス産業チャレンジプログラム」（2015 年 4 月日本経済再生本部決定）に基づき、2020 年までに労働生産性の伸びを 2.0%とすることを目標としているが²⁶、更に①2020 年までに生産性の伸び率が 10%程度の成長企業を全国で 1 万社創出、②事業分野別の生産性向上等の施策を講じるとしている。②については、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律」（中小企業等経営強化法²⁷）（2016 年 5 月成立）に基づく、事業者が行うべき経営力向上のための取組²⁸について示した「事業分野別指針」を、サービス産業チャレンジプログラムの対象 7 分野（宿泊業、運送業（トラック）、外食・中食業、医療分野、介護分野、保育分野、卸・小売業）等において速やかに策定する等としている。

中堅・中小企業・小規模事業者の革新のための施策としては、①世界市場を目指した地域中核企業の成長支援、②TPP を契機とした地域中小企業等の海外展開支援、③IT 利活用をはじめとする中堅企業・中小企業・小規模事業者の生産性向上支援、④中小企業・小規模事業者の「稼ぐ力」の確立に向けた金融機能の強化と事業再生・事業承継等の施策を掲げている。①については、地域に産学官金からなるイノベーションコンソーシアムを設置し、大学等の優れた技術力に関する目利き力、地域金融機関の有する企業に関する情報等の活用等を通じて、地域の中堅・中小企業群の中から地域経済を牽引する地域中核企業へと成長できる企業を発掘する等の取組を行い、先導的なプロジェクトを、毎年 200 程度を目安に 5 年間で約 1,000 支援するとしている。②については、2016 年 2 月に創設された「新輸出大国コンソーシアム」²⁹の下、海外ビジネスに精通した専門家を活用し、現地人材の確保、海外認証取得、販路開拓等の支援を行い、総合的な支援の対象企業の市場開拓・事業拡大成功率 60%以上³⁰を目指すとしている。③については、事業分野別指針の早期策定、IT 化やロボット等を利用した省力化の促進等を行う。④は、地域企業の経営支援等の参考となる評価指標・手法（ローカルベンチマーク³¹）も活用した、担保・個人保証に頼らない成長資金供給促進等を行うというものである。

²⁶ 2013 年の実績は 0.8%、2014 年は 1.0%である。

²⁷ 第 190 回国会において成立した中小企業等経営強化法は、国による事業分野別指針の策定に加え、中小企業・小規模事業者等が「経営力向上計画」を策定し、国の認定を受けるとされており、認定事業者は固定資産税の軽減（3 年間半減）等の特例措置を受けることができる。

²⁸ 商品・サービスの見直しのための顧客データの分析、IT の活用、財務管理の高度化等

²⁹ 海外産業人材育成協会、海外需要開拓支援機構（クールジャパン機構）、国際協力機構（JICA）、国際協力銀行（JBIC）、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、日本商工会議所、日本貿易振興機構（JETRO）、日本貿易保険（NEXI）、経済産業省などから成る。我が国が目指す「新輸出大国」実現のため、海外展開を図る中堅・中小企業に対して専門家が寄り添い、技術開発から市場開拓に至るまで、支援策を提供するなど総合的な支援を可能とする体制を構築する。

³⁰ 「総合的な TPP 関連政策大綱」（2015 年 11 月 TPP 総合対策本部決定）において「中堅・中小企業等の新市場開拓のための総合的支援体制の抜本的強化」として「総合的な支援の対象企業の市場開拓・事業拡大成功率 60%以上を目指す。」としている。

³¹ 企業の経営状態の「健康診断」を行うツールとしてのローカルベンチマークについては、経済産業省の「地域企業 評価手法・評価指標検討会」において検討が行われ、2016 年 3 月に中間とりまとめが公表された。

(3) ベンチャー支援、信用補完制度の見直し、下請取引の適正化、企業立地促進法の見直し

ア ベンチャー支援

「日本再興戦略」(2013年6月)では、産業の新陳代謝を促し、開業率・廃業率が米国・英国レベル(10%台)になることを目指すとしているが、我が国では開業率4.9%、廃業率3.7%(いずれも2014年度)と依然として低い水準にある。また、起業活動をしている者が成人年齢人口(18~64歳)に占める割合も低く³²、VC(ベンチャーキャピタル)投資額も対GDP比で米国の7分の1以下となっている³³。

再興戦略2016ではVC投資額の対名目GDP比を2022年までに倍増することを目指すとしている。また日本経済再生本部は、我が国のベンチャー・エコシステム³⁴の目指すべき姿と実現のための政策の方向性等を示した「ベンチャー・チャレンジ2020」を取りまとめており(2016年4月)、地域も含め全国のベンチャー企業が世界市場へ挑戦していく道筋となる「地域と世界の架け橋プラットフォーム」の整備等を進めていくとしている。

イ 信用補完制度の見直し

一般に信用力が乏しい中小企業・小規模事業者は、民間金融機関のみでは資金調達を円滑に進めることは困難であることから「信用補完制度」が活用されている。信用補完制度は、各地の信用保証協会が事業者の民間金融機関からの借入れに対し保証を行い、事業者の返済が滞った場合は信用保証協会が代位弁済する「信用保証制度」と、日本政策金融公庫がこれを再保険する「信用保険制度」から成る³⁵。

信用保証制度は、一般保証(信用保証協会が融資額の80%を保証し、20%は金融機関の負担とする³⁶)とセーフティネット保証(信用保証協会が融資額の100%を保証する³⁷)が中心となっており、限度額は一般保証・セーフティネット保証とも普通保証2億円、無担保保証8千万円となっている。全国の中小企業・小規模事業者の3分の1以上が信用保証制度を利用しており³⁸、全国で51ある信用保証協会の保証債務残高は2015年度末で約25.8兆円(約280万件)となっている。

信用補完制度については、中小企業・小規模事業者の資金繰りを下支えし、金融危機

³² 米国11.9%、イスラエル11.8%、韓国9.3%等に対し、日本は4.8%となっている(いずれも2015年)(起業家精神に関する調査(経済産業省、2015年))。

³³ 米国の0.28%に対し日本は0.04%となっている(OECD「Entrepreneurship at a Glance」(2015年))。

³⁴ 起業家、起業支援者、企業、大学、研究機関、金融機関、公的機関等が結びつき、ベンチャーを次々と生み出し、さらに人材・技術・資金を呼び込み発展する仕組み。

³⁵ 信用保証を受ける中小企業は信用保証協会に信用保証料を支払う。また信用保証協会は、信用保証料のうちから信用保険料を日本政策金融公庫に支払う。

³⁶ 2007年10月、それまで信用保証協会が100%保証していたのを、金融機関に20%負担を求める責任共有制度が導入された。この背景としては、100%保証の下で日本政策金融公庫の前身である中小企業金融公庫の信用保険事業の赤字が続き、金融機関が融資先の中小企業の経営改善に対し取り組むことが求められたことが挙げられる。なお、例外として小口零細企業保証等は100%が維持された。

³⁷ セーフティネット保証制度は、1号(連鎖倒産防止)、2号(事業活動の制限)、3号(事故等の突発的災害)、4号(自然災害等の突発的災害)、5号(不況業種)、6号(破綻金融機関)が保証割合100%、7号(金融機関の経営の合理化)、8号(整理回収機構への債権譲渡)が保証割合80%となっている。

³⁸ 2015年3月末時点で141万者が利用している。

等への対応に当たっても緊急保証等³⁹が効果を挙げた一方、一律で融資の80%ないし100%の回収が保証されることにより、金融機関が行うべき事業者の経営支援の取組が十分行われず、事業者の経営改善を遅らせている等の課題が指摘されていた。

このため、中小企業政策審議会の金融ワーキンググループにおいて、信用補完制度の見直しが検討された。ワーキンググループにおいては、一律80%の保証割合を改め、企業のライフステージ（創業期、成長期、成熟期等）ごとに調整する方法も議論された。しかし、論点整理⁴⁰においては、責任共有制度における保証割合を変更するよりも、過度な信用保証への依存を回避し、プロパー融資（信用保証なしの融資）を含めた融資全体で実質的なリスクをシェアする方が有効とされ、企業の通常の成長発展段階において一定のプロパー融資を確保することが重要としている。また、セーフティネット5号（不況業種）について、大規模な経済危機等に対応するための新たなセーフティネット保証を創設するとともに、従来型のセーフティネット保証5号の「100%保証」については見直しを行うことが有効とされた。中小企業信用保険法の改正の可能性も含め、信用補完制度の見直しの今後の注目がされる。

ウ 下請取引の適正化

中小企業・小規模事業者への経済の好循環の拡大を実現するためには、取引条件の改善が必要であることから、経済産業省は2016年9月、「未来志向型の取引慣行に向けて」を公表し、「3つの基本方針」として、①親事業者による不適正な行為への厳正な対処と公正な取引環境の実現、②親事業者・下請事業者双方の適正取引や付加価値向上につながる取引慣行等の普及・定着、③サプライチェーン全体にわたる取引環境の改善や賃上げができる環境の整備を示した。また「3つの重点課題」として、①価格決定方法の適正化（親事業者に一律の原価低減を要請される等）、②コスト負担の適正化（長期間に渡って無償で金型の保管を押しつけられる等）、③支払条件の改善（手形等で支払いを受ける比率が高い等）を挙げ、本来は親事業者が負担すべき費用等を下請事業者に押しつけることがないよう徹底するとしている。その対策として、(ア)下請代金法の運用強化、(イ)適正取引、付加価値向上の推進、(ウ)下請代金の支払い条件の改善等を示している。

(ア)については、同年12月に公正取引委員会が「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」を改正し、違反行為事例を大幅に追加している（66事例→141事例）。(イ)と(ウ)については、同年12月に下請中小企業振興法の振興基準が改正されている⁴¹。これ

³⁹ リーマン・ショック後の2008年10月にセーフティネット保証5号（不況業種）の対象業種を拡大する形で「原材料価格高騰対応等緊急保証」が導入された（保証枠：当初6兆円→後に20兆円に拡大）。「原材料価格高騰対応等緊急保証」は2009年4月の「経済危機対策」を受け、「緊急保証」に名称が変更され（保証枠：30兆円）、更に2009年12月の「明日の安心と成長のための緊急経済対策」を受け、2010年2月に「景気対応緊急保証」（保証枠：36兆円）に変更され、対象業種・保証枠が拡大されていった。景気対応緊急保証制度は2011年3月に終了した。

⁴⁰ 中小企業政策審議会金融ワーキンググループ「信用補完制度の見直しに向けての方向性案（論点整理）」（2016年10月）

⁴¹ ①親事業者の取引先の生産性向上等への協力、②原価低減要請（親事業者・下請双方が生産性改善などに取り組む、原価低減要請を行うに当たり客観的な経済合理性等を欠くと受け止められないことがないよう、十分に留意する等）、③取引対価への労務費上昇分の影響の考慮、④型の保管・管理の適正化、⑤手形支払及び支払関係（下請代金はできる限り現金で支払う。現行で繊維業90日以内、その他の業種120日以内である手形

らの施策が下請取引の適正化や下請中小企業の賃上げにつながっていくかが注目される。

エ 企業立地促進法の見直し

産業構造審議会地域経済産業分科会は、今後の地域経済産業政策の在り方について審議を行い、2016年12月、報告書案（地域経済牽引企業を軸とした「地域未来への投資」の促進に向けて）を取りまとめており、その中で企業立地の促進等による地域における産業集積形成及び活性化に関する法律（企業立地促進法）の評価を行っている。

企業立地促進法は、①国が地域における産業集積の形成等の促進に関する基本方針を定め、地方公共団体は基本方針に基づく基本計画を策定する、②基本計画においては、産業集積等の促進を図る区域（集積区域）の設定、産業集積等の意義及び目標等を定める、③目標については、付加価値額増加率、製造品出荷額等増加額、企業立地件数、新規雇用創出数の4つの指標について目標値を定める、④集積区域で企業立地等を行おうとする事業者は「企業立地計画」又は「事業高度化計画」を作成し、都道府県の承認を得る、⑤国は中小企業の立地等に対する低利融資制度や、地方課税等の免除額への普通交付税による補填等の措置を講じる、というスキームとなっている。

基本計画は2016年10月時点で191計画が策定されており、そのうち174計画は計画期間が終了しているが、終了した計画の1計画当たりの平均を見ると、上記③の4つの指標全てについて実績値が目標値を下回る結果となっている。報告書案では課題として、①地方公共団体による基本計画や事業者による事業計画において、成長性と地域への波及効果を意識した戦略的な支援がなされなかった、②重要な支援措置の対象が製造業中心であった、等を指摘している。

更に今後の地域経済産業政策の在り方について報告書案では、①地域経済への波及効果が高い事業について⁴²、幅広い事業分野において利用できる支援メニューを整える、②ノウハウの共有による、海外市場展開やIT対応をはじめとする事業展開の基盤整備、スピード感あるリスクマネー供給や税制優遇措置による設備投資支援等、地域の経済を牽引する事業（地域経済牽引事業）への支援策をパッケージで準備していくことが求められる、③地域経済分析システム（RESAS）等も活用してデータに基づく分析も行いつつ、地域経済牽引事業の促進のためのPDCAサイクルを徹底する、等としている。報告書案を踏まえ、企業立地促進法の改正が見込まれており、注目される。

5. エネルギー政策

（1）エネルギーミックスとエネルギー革新戦略

2014年4月にエネルギー基本計画（第4次）が策定され、これに基づき2015年7月「長期エネルギー需給見通し」（エネルギーミックス）が決定された。同見通しでは、実質経済成長率を1.7%と想定するとともに、技術的にも可能で現実的な省エネルギー対策として

の支払期間について、段階的に短縮に努め、将来的には60日以内とするよう努力する等）を内容としている。

⁴² 報告書案では、今後成長が期待される分野として、①先端ものづくり（医療機器、航空機等）、②農林水産等、③第4次産業革命関連、④観光・スポーツ・文化・まちづくり関連、④ヘルスケア・教育サービス等を挙げている。

考えられ得る限りのものを積み上げることにより、最終エネルギー消費（原油換算）を対策前比13%減（5,030万K1減）の3億2,600万K1程度と見込んでいる。また、電源構成については、再生可能エネルギーが2030年度で22~24%と倍増する一方⁴³、東日本大震災前に約3割を占めていた原子力は20~22%とされている。

このエネルギーミックスの実現を図るため、省エネ、再エネを始めとする関連制度を一体的に整備し、GDP600兆円実現への貢献とCO₂排出抑制の両立を目指す「エネルギー革新戦略」が2016年4月に策定された。同戦略は①徹底した省エネ（産業トップランナー制度⁴⁴の全産業への展開⁴⁵、中小企業・住宅・運輸における省エネ強化等⁴⁶）、②再エネの拡大（国民負担の抑制と最大限導入の両立（FIT関連制度の見直し）、系統制約解消⁴⁷等）、③新たなエネルギーシステムの構築（電力業界の自主的枠組みの構築⁴⁸等）を内容としており、同戦略の実行により2030年度には省エネや再エネなどのエネルギー関連投資28兆円（うち水素関連1兆円）の効果が期待されるとしている。

（2）FIT法改正

FIT関連制度の見直しについては、2016年2月に「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（FIT法）の改正案が提出され、第190回国会で成立している（同年5月）。この背景としては、FIT制度の導入後、再エネの導入が太陽光に集中し⁴⁹、電力会社による接続保留⁵⁰や買取費用の増大⁵¹などの問題が生じたことがある。

改正の主な内容は、①未稼働案件の発生を踏まえた新認定制度の創設（系統への接続契約締結を認定の要件とする、既存の認定案件は原則として新制度での認定取得を求める）、②コスト効率的な導入（中長期的な買取価格の目標を設定する、事業用太陽光を対象とした入札制を導入する、数年先の認定要件の買取価格まで予め提示することを可能とする、電気を大量に消費する事業所における賦課金減免制度について見直しを行う）、③再生可能エネルギー電気の買取義務者を小売電気事業者等から一般送配電事業者に変更する、というものになっている。数年先の認定要件の買取価格の提示については、住宅用太陽光や風

⁴³ 2013年度の電源構成に占める再生可能エネルギーの比率は、水力が8.5%、水力以外の再エネが2.2%。

⁴⁴ トップランナー制度とは、市場に存在する最もエネルギー効率が優れた製品の値を基準値とする制度である。

⁴⁵ 今まで対象外だった流通・サービス産業にも導入し、2018年度までに全産業のエネルギー消費の7割のカバーを目指す。

⁴⁶ 2020年までに、注文戸建住宅の過半数でZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の実現を目指す、2030年度までに新車販売に占める次世代自動車の割合を5~7割とするため、2016年度から20年度までの5年間、燃料電池自動車（FCV）や電気自動車（EV）等の車両購入価格を補助する等。

⁴⁷ 再エネの出力制御を行う前の回避措置として、地域間連系線を活用し、受入れ余地のある他地域への送電を行う広域的な系統運用を2016年4月より開始。

⁴⁸ 2015年7月に、電気事業連合会加盟社等、主要電気事業者が2030年度の二酸化炭素の排出係数をkWh当たり0.37kgとする等の内容とする「電気事業における低炭素社会実行計画」を策定した。

⁴⁹ 2016年8月末で導入容量3,162万kWのうち太陽光（非住宅）が2,595万kWを、認定容量8,821万kWのうちでは太陽光（非住宅）が7,527万kWを占めている。

⁵⁰ 2014年9月に、再生可能エネルギーの導入量と申込量の合計が低負荷期の電力需要を超過する等して、北海道・東北・四国・九州・沖縄の各電力会社が接続申込に対し回答保留を行った。

⁵¹ 買取費用は、FIT制度が導入された2012年度は約2,500億円であったが、その後2013年度：約4,800億円、2014年度：約9,000億円、2015年度：約1兆8,400億円、2016年度：約2兆3,000億円となっている。「長期需給見通し」の参考資料では、2030年度の買取費用を3.7兆円~4.0兆円と想定している。

力について価格低減のスケジュールを示すとともに、地熱・風力・中小水力等のリードタイムの長い電源について参入を促すことを目的としたものである。また賦課金減免制度については、2017年度の認定分の申請時(2016年11月)から見直し後のルールが適用され、減免率は現行の8割から、製造業等については優良基準⁵²を満たした者は8割、それ以外は4割、非製造業については優良基準を満たした者は4割⁵³、それ以外は2割とされた。

FIT法改正を受け、調達価格等算定委員会において、入札の対象や実施時期、複数年の調達価格設定の期間等について検討が行われている。

(3) エネルギー革新戦略を踏まえた省エネ政策

CO₂排出抑制と経済成長の両立を目指すエネルギー革新戦略を踏まえた省エネ政策について、総合資源エネルギー調査会省エネルギー小委員会で検討が行われており、2016年11月中間取りまとめ骨子案が示された。同骨子案では、①エネルギーミックスで掲げられた省エネ目標(2030年度に最終エネルギー消費で原油換算5,030万Kl減)達成のためにはオイルショック後並のエネルギー効率の改善(GDP当たりのエネルギー効率の35%改善)が必要であるが、1990年代以降は我が国のエネルギー効率の改善ペースは鈍化している、②個々の事業者の枠を超え、業界、サプライチェーン、グループ単位等の複数事業者が連携した省エネの取組が拡大しており、新たな省エネの手法として国としても積極的に推進すべきであり、このため、個々の事業者ごとの省エネ努力に着目している現行の省エネ法や支援策について必要な見直しが検討されるべき、③グループ会社全体で一体的にエネルギー管理を行う事業者も存在し、省エネ法においてもこのような実態への対応が検討されるべき等としている。省エネ法の改正の動きも含めた新たな省エネ政策が注目される。

(4) 原発の再稼働

東日本大震災発生前には、我が国では17原発54基が運転していたが、その後福島第一原子力発電所(1号機から6号機)の廃止⁵⁴、「40年ルール⁵⁵」の導入に伴う原発の廃止により⁵⁶、2016年12月現在、我が国の原発は42基となっている(他に3基が建設中⁵⁷)。

新規制基準施行後に、16原発の26基の原子炉について、新規制基準への適合性審査への申請が行われ、このうち10基が新規制基準に適合していると認められ⁵⁸、5基の原子炉

⁵² 売上高当たりの電気使用量(原単位)が、直近4事業年度分の平均で1%以上改善されている等。

⁵³ 優良基準を満たす場合については、2017年度8割、2018年度6割とする経過措置を設ける。

⁵⁴ 1号機から4号機が2012年4月に、5号機・6号機が2014年1月に廃止された。

⁵⁵ 2013年7月に施行された改正原子炉等規制法により、原発の運転期間は使用前検査に合格した日から起算して40年とされ、1回に限り、20年を超えない期間延長することができることとされた。

⁵⁶ 日本原電敦賀1号機、関西電力美浜1・2号機、九州電力玄海1号機、中国電力島根1号機が2015年4月に、四国電力伊方1号機が2016年5月に廃止された。

⁵⁷ 電源開発大間、東京電力東通1号機、中国電力島根3号機。

⁵⁸ 発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案が原子力規制委員会です承されたもの。審査書案はパブリックコメント等を経て正式に決定される。再稼働には更に工事計画認可、保安規定認可が必要である。九州電力川内1・2号機、関西電力高浜3・4号機、四国電力伊方3号機、関西電力高浜1・2号機、美浜3号機の8基について設置変更許可が行われ、九州電力玄海3・4号機についても審査書案が了承されている。また、高浜1・2号機、美浜3号機について運転延長が認可されている。

が再起動したが⁵⁹、2016年12月12日時点で稼働しているのは九州電力川内1・2号機と四国電力伊方3号機の3基のみである⁶⁰。再起動した関西電力高浜3・4号機が大津地裁の運転差止仮処分決定により運転停止となるなど⁶¹、原発の再稼働は順調には進んでいない。運転開始後40年を経過し、廃炉を選択する原子炉が増加すること、現時点で原発の新増設は想定されていないことから、2030年度で電源構成の20～22%というエネルギーミックスの原発比率が達成可能か今後の課題となろう。

(5) 電力システム改革貫徹、東京電力改革・1F問題委員会

ア 電力システム改革貫徹のための政策小委員会における議論

東日本大震災後の電力需給逼迫等を踏まえ、安定供給の確保、電気料金の最大限の抑制、需要家の選択肢や事業者の事業機会の拡大を目的として電力システム改革が進められ、3次にわたり電気事業法の改正が行われた。これにより、2015年4月には電力広域的運営推進機関が設立され（第1段階）、2016年4月には電気の小売全面自由化が実施された（第2段階）。更に2020年4月には送配電部門の法的分離が予定されており（第3段階）、その際、競争状態を見極めた上で料金規制が解除されることとされている。

電力システム改革の推進について、更なる競争活性化の方策と、自由化の下でも実現すべき公益的課題への対応を促す仕組みを整備するため、2016年9月、総合資源エネルギー調査会の下に「電力システム改革貫徹のための政策小委員会」が設置され、更にその下に市場整備ワーキンググループと財務会計ワーキンググループが設置された⁶²。

市場整備ワーキンググループにおいては、①ベースロード電源市場、②連系線利用ルールの見直し、③容量メカニズム、④非化石価値取引市場等について議論が行われている。①は新電力が石炭火力以外のベースロード電源（原子力、一般水力）にほとんどアクセスできておらず、より高価なLNG等に対応せざるを得ないため、大手電力会社に比べ十分な競争力を有していない状況⁶³を改善するため、新電力がアクセス容易な市場を創設し、ベースロード電源を売買できるようにするものである。ワーキンググループにおいては、旧一般電気事業者であった発電事業者等にベースロード電源の供出を求め、市場において新電力が優先的にアクセスすることができるようにすることや、市場供出量は新電力の需要の3割程度とすること等が検討されている。②については、現状の地域間の連系線利用ルールである「先着優先ルール」では、広域メリットオーダー（より安い電源から動かす）がいかせないことから、コストの安い電源順に送電させる間接オークションを導入すること等が検討されている。③は総括原価方式から市場取引を通じ

⁵⁹ 川内1・2号機、高浜3・4号機、伊方3号機。

⁶⁰ 川内2号機は2016年12月に定期検査入りする予定。

⁶¹ 高浜3号機は、2016年1月29日に原子炉を起動、2月1日に発電を開始した。高浜4号機は2月26日に原子炉を起動したが、2月29日に自動停止した。大津地裁の仮処分決定（3月9日）を受け、稼働中の3号機も3月10日停止した。関西電力は大津地裁の決定を不服として、大阪高裁に抗告している。

⁶² 同小委は2016年内の中間取りまとめを目指している。

⁶³ 各社の供給計画を見ると、2025年度において大手電力会社の電力供給力の31.9%（原子力10.2%、石炭15.2%、一般水力6.5%）をベースロード電源が占めているのに対し、新電力においては4.6%（うち石炭4.3%）にとどまっている。

た投資回収への移行により投資回収の予見性が低下し、適切な電源投資が行われなくなり、需給の逼迫や、再エネ導入に当たっての調整電源が確保できない問題が生じる恐れがあるため、卸電力市場（kWh市場）とは別に供給能力の価値に応じた容量価格（kW価格）を支払う容量市場の導入が検討されている。④は卸電力取引所における取引では、相対取引と異なり非化石電源と化石電源を区別せず取引され、小売電気事業者が非化石価値（非化石電源の電力価値）にアクセスすることが不可能となっているため⁶⁴、非化石価値を証書化し、取引する仕組みが検討されている。

一方、財務会計ワーキンググループにおいては、廃炉会計制度等、自由化を踏まえた財務・会計等の在り方が議論されている。廃炉会計制度については、原発廃止の決定により残存簿価が一括して減損し、多額の損失が生じ、廃炉の円滑な実施に支障を及ぼすおそれから、2013年に、①廃止措置中も電気事業の一環として事業の用に供される設備（原子炉格納容器等）について、運転終了後も減価償却費を電気料金原価に含めうることをとする、②原子力発電施設解体引当金について発電実績に応じた引当てから定額制にし、運転期間40年に安全貯蔵期間10年を加えた50年を引当期間とする旨の見直し、更に2015年には、③2013年の制度改正後も一括費用計上が必要であった発電資産（発電機等）の残存簿価や核燃料の解体費用等も10年間で分割して償却し、償却費用を小売規制料金の原価に算入することを認める旨の見直しがそれぞれ行われている。

ワーキンググループでは、①自由化（小売規制料金の撤廃）後も現行の廃炉会計制度を維持していくべき、②解体引当金は運転期間中に引き当てることが原則であり、引当期間を50年から40年に短縮する、③廃炉費用については今後も原則として原子力事業者が負担するが、既に廃炉中のものや、今後早期廃炉を行うものについては引当期間の見直しに伴う一括費用認識を回避するため、託送料金の仕組みを利用して段階的に費用計上する（新電力も負担）⁶⁵、等が検討されている。

更にワーキンググループでは、原子力事故の賠償の備えに関する負担の在り方について、①原子力損害賠償・廃炉等支援機構法は、原子力事業を開始した当時から措置されておくべきであったものであり、本来であれば、福島第一原発事故が発生した時点で、一定額の賠償への備え（一般負担金）が確保（積立て）されているべきであったが、実際には、措置は講じられておらず、予め資金が確保されていなかった、②その結果、「過去分」を負担していない当時の電気の全需要家は、より安価な電気を享受していた一方、自由化以後は、引き続き原子力事業者から電気の供給を受ける需要家と、新電力へ切り替えた需要家との間で負担に格差が生じているとして、「過去分」について国民全体で負担することが妥当でないか、との論点が示されている⁶⁶。またワーキンググループでは

⁶⁴ エネルギー供給構造高度化法により、小売電気事業者は自らの調達する電気に対する非化石電源（再エネ、原子力）の比率を2030年度に44%以上とすることが求められている。

⁶⁵ 2015年の廃炉会計の見直しに当たっての報告書（「原発依存度低減に向けて廃炉を円滑に進めるための会計関連制度について」総合資源エネルギー調査会廃炉に係る会計制度検証ワーキンググループ（2015年3月））では、「将来の扱い」として、「競争が進展する中においても総括原価方式の料金規制が残る送配電部門の料金（託送料金）の仕組みを利用し、費用回収が可能な制度とする」としている。

⁶⁶ 資源エネルギー庁「原子力事故の賠償の備えに関する負担の在り方について」（2016年11月）

福島第一原発廃炉のための資金管理の方策として、東京電力が捻出した資金を廃炉の監督・資金管理を行う第三者機関に積み立てる制度が検討されている。

イ 東京電力改革・1F問題委員会

2016年10月に経済産業省に設置された「東京電力改革・1F問題委員会」は、東電改革について2016年度内目途に最終提言の取りまとめを予定しており、提言内容は東京電力の「新・総合特別事業計画」の改定に反映される。同年12月に公表された提言原案骨子案では、東京電力に経営改革を求めるとともに、①事故炉廃炉管理型積立金制度の創設等を行う、②送配電事業合理化分を事故廃炉事業に優先的に充当する仕組みを設ける、③賠償に係る資金の積立不足分を電力の全需要家から公平回収する仕組みを検討するとしており、財務会計ワーキンググループでの検討を反映した内容となっている。

また同委員会では参考として、福島事故に関連して確保すべき資金の全体像が示されている（図表3参照）。現在の交付国債枠9兆円（賠償：5.4兆、除染：2.5兆円、中間貯蔵施設1.1兆）、廃炉費用2兆円に比べると大幅に増加し、交付国債枠13.5兆円（賠償：7.9兆円、除染：4.0兆円、中間貯蔵施設：1.6兆円）、廃炉費用8兆円の計21.5兆円となっており、そのうち15.9兆円が東電の負担とされている。骨子案では送配電コスト改革や柏崎刈羽原発の再稼働による収益の向上により、廃炉に年間0.3兆円、賠償に0.2兆円をそれぞれ30年程度支出すると見込み、また、国が保有する1兆円の東電株式について、4兆円の売却益を想定している⁶⁷。

電力システム改革貫徹のための政策小委員会、東京電力改革・1F問題委員会の議論では様々な論点が示されているが、原発事故の賠償費用について「過去の積立て不足」を新電力も含めて負担させること、また、福島第一原発の廃炉費用等が更に増加した際の対応等については議論を呼ぶものと思われる。原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の改正等も含め、今後が注目される。

図表3 福島事故に関連して確保すべき資金

	廃炉・汚染水*1	賠償	除染	中間貯蔵	合計
金額	2.0兆円→8.0兆円	5.4兆円→7.9兆円	2.5兆円→4.0兆円	1.1兆円→1.6兆円	11.0兆円→21.5兆円
		交付国債枠：9兆円→13.5兆円			
東電	2兆円→8兆円 (管理型積立金を想定)	2.7兆円→3.9兆円	2.5兆円→4.0兆円 (株式売却益を想定)	—	7.2兆円→15.9兆円*3
大手電力	—	2.7兆円→3.7兆円	—	—	2.7兆円→3.7兆円
新電力	—	0.24兆円	—	—	0.24兆円
国	(研究開発支援)*2	—	(株式売却益)	1.1兆円→1.6兆円	1.1兆円→1.6兆円

(注) 1. 廃炉・汚染水対策に係る金額は第6回委員会において公表された「有識者ヒアリング結果報告」を引用したものである。

2. 別途、廃炉の研究開発に平成28年度補正予算までの累計で0.2兆円がある。

3. 別途、東電の自己資金で除染を実施する0.2兆円分（原賠補償法に基づく補償金相当）がある。

(出所) 東京電力改革・1F問題委員会（第6回）「参考資料」（2016年12月）より作成

(なわた やすみつ)

⁶⁷ 2016年12月14日の第7回委員会で示された「東電改革提言（原案）」においても、必要な資金規模について同様の考えが示され、「今後見込まれる福島事業は約22兆円」とし、東電負担額については約16兆円としている。